

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
平成22年度第2回契約監視委員会 議事概要

1. 日 時：平成23年 3月 1日（火）
10：00～16：30
2. 場 所：食と農の科学館オリエンテーションルーム
3. 出席者：木村委員長、高橋委員、竹若委員、深谷委員、
伊東委員、菊地委員、小林委員
4. 議 題
 - (1) 農研機構からの提案・報告
 - ① 随意契約、一者応募・応札の点検について
 - ② 「見直し計画」の実施状況
 - (ア) 平成22年度に随意契約となったもの
 - (イ) 平成22年度に一者応札・一者応募契約となったもの
 - (2) 平成22年度契約の見直し適切性の検証
 - (ア) 競争性のない随意契約
 - (イ) 一者応札・一者応募契約
5. 議事概要
 - (2) 審議事項
議題（1）① 随意契約、一者応募・応札の点検について
機構は「入札説明書を取りに来たが応札に参加しなかった者に対してアンケートを実施して、一者応札となった原因を分析し以降の契約に反映する。」としていたので、アンケート結果の報告を要請したところ、機構から、平成22年8月から12月までにアンケートへの回答を依頼した204件のうち、113件を回収できたとして、報告を受けた。
委員会は、入札公告（契約件名、購入理由・目的、納入期日など）の改善案については、可能なものから即時実施するとともに、次回までに改善状況について報告するよう要請した。

議題（１）② 「見直し計画」の実施状況

委員会は、事務局から平成２２年度第２・３四半期契約分の内、点検の必要な随意契約２９件（１４６.４百万円）及び一者応札・一者応募契約１３８件（６２０.１百万円）について説明を受け、これらの契約に係る点検を行うことについて了承した。

議題（２）平成２２年度契約の見直し適切性の検証

委員会は、点検を行った結果に基づき、機構に対して以下を要請するとともに、対応状況について、次回の委員会に報告することも要請した。

（ア）競争性のない随意契約の点検結果

- 随意契約（物品製造）の理由を「発注先と共同出願している特許を利用」などとしている場合には、共同研究契約を締結したうえで随意契約とすることが妥当であるので、改善すること。
- 随意契約（役務）の相手先が外国企業の場合であっても、本契約額が当該企業の販売額の太宗を占める場合には、「公益法人等」に準じて注記するのが妥当であるので、今後、改善すること。
- 一回限りの契約でも競争性を確保するよう契約当事者に対して指導を徹底すること。

（イ）一者応札・一者応募契約の点検結果

- 一者応札・一者応募 98 件については、一者応札・一者応募の解消に向けた改善の言及がないので、点検を徹底すること。
- 仕様書の一般化、十分な公告期間の設定、発注内容をよく説明している公示名の工夫を施すなど、競争参加者を増やすため一層努力をすること。
- 落札率 100 %となっている契約が散見されるので、予定価格については、少なくとも 2 社以上から見積もりを徴して積算することを義務付けることを検討すること。
- 書架などの汎用性の高い物品の入札仕様は、一般的な仕様を提示するよう改善すること。

以 上